

七崎神社 保存「永久（とわ）の会」規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

本会は、七崎神社保存「永久の会」(以下、本会という)と称し、令和3年(2021)10月に「中村石治」(以下、創設者という)により創設された、本部を、八戸市豊崎町字上永福寺に置く非営利団体である。

(本会のテーマ)

第1条 本会は、創設者の意を以て本会のテーマを以下の通り定める。

「遙か時を超え、人々の願いと暮らしに寄り添い、一千有余年！
広大無辺なる御神徳をお慕いし、先人達が繋いだ御心を、子供達の未来
へ！」

(役員構成)

第2条 本会は、七崎神社の諸神が鎮座する豊崎町を中心とする氏子により役員を構成する。ただし、豊崎町以外の氏子で本人の希望がある場合は、役員推薦状と承認をもって、役員となることができる。

(目的及び事業)

第3条 本会は、承和元年834年創建と伝わる歴史ある「七崎神社(以下、神社という)の”保存と繁栄”並びに神社境内に鎮座する八戸市指定文化財天然記念物”矛杉”を中心とする鎮守の杜の保存」を目的とする。

2 本会は、前項の目的を遵守し、これに反することなく役員一同一丸となり協力し、これに必要な一切の事業を行う。

第2章 組織及び役員

「機関」

第4条 本会に次の機関を置く。

- 役員総会(入会者は全て役員と称し、同役員により構成する機関)

- 理事会(役員総会で選出された理事により構成する機関)

「役員総会」

第5条 役員総会は、本会の最高議決機関である。

- 2 役員総会は毎年1回定期会を開き、その他必要の都度臨時会を開く。
- 3 役員総会は次の事項を審議決定する。
 - 将来的な事業計画
 - 予算及び決算
 - 理事（幹部役員）及び監事の選出
 - 規約の改廃
 - その他の重要事項
- 4 役員総会は出席役員をもって構成し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 5 役員総会の議長は、会長が任命する。
- 6 役員総会は、理事会の決定に従い会長が招集する。ただし、役員5分の1以上により臨時会招集申し立てがあった場合は、会長は臨時会を招集しなければならない。

「理事の選出」

第6条 理事は役員総会により男女問わず以下の通り選出される。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 本会を代表する会長 | 1名 |
| (2) 理事長 | 1名 |
| (3) 理事 | 3名（女性部会長及び青年部会長を含む） |
| (4) 女性部会長 | 1名 |
| (5) 青年部会長 | 1名 |
| (3) 監事 | 1名 |
| (4) 事務局 | 若干名(内会計 1名) |

- 2 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠理事は前任者の残任期間とする。
- 3 理事は役員総会の決議により解任された場合、その資格を喪失する。
- 4 本会には、役員総会の承認を得て、相談役を置くことができる。
- 5 本会には、創設者を顧問及び理事とを兼務し、置くことができる。
- 6 本会には、理事会の決議により、顧問を介して専門的な分野に関わる担

当責任者を置くことができる。

「理事会」

第7条 理事会は、役員総会にて選出された理事（幹部役員）をもって構成する。

- 2 理事会は必要の都度開く。
- 3 理事会は本会の事業計画に従い、本会の事務の執行を決定する。
- 4 理事会において執行された事項は役員総会に報告する。
- 5 理事会は会長が招集する。ただし、理事の4分の1以上の招集申し立てがあった場合、会長は理事会を招集しなければならない。

「理事会の職務」

第8条 会長は本会を代表し、役員総会及び理事会の決定した本会の方針に従い、会務を統括し執行する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、正当な事由に伴い会長が執務を欠席する場合はその職務を代行する。
- 3 事務局は、会長の支持を受けて本会の事務を行う
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 理事は、理事会に出席し、本会の運営執行の決定に参加する。
- 6 創設者/顧問・相談役・専門分野の責任者は、本会の運営に助言を行う。
- 7 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 8 専門分野の担当責任者は、顧問を介し、会長の指示を受けて必要に応じた担当部門の指揮を執る。

第3章 会 計

（経費）

第9条 本会の経費は以下をもって充てる。

- クラウドファンディング
- その余の一般公募による寄付金及び奉賛金
- その他の収入

（会計年度及び会計報告）

10条 本会の会計年度は、本会が決定した各事業ごとに執り行うことと

し、それぞれの事業の着手日から完遂した事業完了日迄とする。但し、毎年恒例的に執り行う奉納祭事(新規祭事を含む) 事業の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計報告は、会計ごとに監事の監査を受け、その報告書とともに役員総会に提出し承認を受けた後、必要に応じ本会公式サイトを介し一般公開をする。

3 クラウドファンディングによる寄付金の利用に関する会計報告書は、他の一般公募による寄付金を含まず、独立した会計報告書とし、前項に順じて必要に応じ、一般公開をする。

第4章 寄付金・奉賛金

(寄付金・奉賛金)

第10条 一般個人・法人・団体による寄付金・奉賛金の額面は、以下の通りとする。

2. 個人対象額は一口金5,000円とし、法人及び団体対象額については一口金100,000円とする。尚、それぞれ3口以上の支援については分納を可能とし、その支払方法については、当時者が希望する分納期日に順ずる。

(クラウドファンディングと同寄付金の利用規約)

第11条 クラウドファンディング(以下、CFという) 社を介し、一般公募により集った寄付金については、同社の利用規約に従い、事前に提示した本会事業計画の実施に、直接寄付金を充てることができる。

2. CFにより集まった寄付金については、本会自ら各事業に直接利用するものとし、理由の如何を問わず、第三者機関にこれを寄付するなど、第三者を介した同寄付金の利用はできない。(CF社利用規約)

3. 本会は、同CF社の利用規約に従い、既定の手数料を同CF社に支払う。また、同CF社を介し寄付金を頂いた個人・法人・団体を対象として、返礼品(リターン)のアイテムを決定し、これを贈呈する。尚、これらの費用については、同CF寄付金をもって充てる。

(氏名・名称の掲示)

第12条 ご支援・ご奉賛いただいた個人・法人・団体各位に関しては、各事

業完了後に、氏名又は名称の開示について当事者の同意後、「本会公式サイト」に、氏名又は名称を掲載し開示する。

2. ご支援・ご奉賛いただいた個人対象額金30,000以上、法人・団体対象額金300,000以上の各位に関しては、各事業完了後に、氏名又は名称の開示について当事者の同意後、神社境内に設置する「寄付・奉賛者掲示板」に、これら全ての氏名又は名称を掲載し開示する。

第4章 その他

(解散)

第13条 天災地変などを含み、万一、本会の維持・継続に困難を来す事態が発生し、本会の継続が不可能と判断した場合は、役員総会の決議を経て本会は解散する。

(残余財産の帰属)

第14条 前条の規定により本会が解散した場合、その残余財産は、本会創設者の趣旨を尊重し、七崎神社の保存と存続並びに活性化に努める団体・機関などについて協議し、役員総会の承認をもって分与先を決定し、全て、これを帰属する。

(本会設立年月日)

第15条 本会の設立年月日は、令和3年(2021年)10月20日とする。

附 則

(施行)

この規約は、令和4年(2022)1月20日から、施行する。